

施策マネジメントシート

基本施策名	24 地域特性を活かしたまちづくりの推進	施策 統括課	都市計画課	氏名	町田孝弘
政策名	7 都市基盤	主な 関係課			

1 施策の目的と指標

対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等
・市民
・事業者
・市内全域

施策の目的
・良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。

対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 人口	人
イ 事業者	事業者
ウ 市域面積	km
エ	

成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)	単位
1 ア まちづくり条例に基づく事業者との協定締結件数(累計)	件
イ 都市景観形成条例に基づく届出の件数(累計)	件
2 ア 地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	地区
イ 都市計画形成重点地区を指定した地区の数(累計)	地区
3 ア	
イ	
4 ア	
イ	

2 第1次基本計画期間(平成28～令和5年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 良好なまちなみ・景観の保全	「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。	・事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。 ・国立らしい良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。 ・今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求め、良好な景観の保全・形成を誘導します。
2 地域特性を活かしたまちなみの形成	国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。	・市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。 ・各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。
3		
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

			単位	数値区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	目標達成度	
対象指標	ア	人	見込み値											達成・ 未達成	前年度 比較
			実績値	74,546	75,054	75,466	75,932	75,984							
	イ	事業者	見込み値												
			実績値	2,804	2,804	2,657	2,657	2,657							
	ウ	km ²	見込み値	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15							
実績値			8.15	8.15	8.15	8.15	8.15								
	エ		見込み値												
			実績値												
成果指標	展開 方向 1	ア	成り行き値											未達成	低下
			目標値		26	52	78	104	130	156	182	208			
			実績値		6	24	39	54							
		基本計画における 指標の説明又は出典元				地域の特徴に合わせた土地の利用を図り、歴史的に育まれてきたまちなみと環境を守り 育て、後世に引き継いでいくために、事業者と協定締結をするものです。									
		イ	成り行き値											未達成	向上
			目標値	625	660	695	730	765	800	835	870	905			
	実績値		612	640	666	695	720								
	基本計画における 指標の説明又は出典元				国立市の都市景観の形成に関する基本的事項を定めることにより、「文教都市くにたち」 にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくるために届出をするものです。										
	展開 方向 2	ア	成り行き値											未達成	維持
			目標値		1	1	2	2	3	3	4	4			
			実績値		0	0	0	0							
		基本計画における 指標の説明又は出典元				地区まちづくり計画は、一定のまとまりのある地区内において、地区内の市民が自発的 に地区の特性をいかしたまちづくりを推進するため策定するものです。									
		イ	成り行き値											未達成	維持
			目標値	3	3	3	3	3	4	4	4	4			
	実績値		2	2	2	2	2								
	基本計画における 指標の説明又は出典元				国立市都市景観形成基本計画の都市景観形成上重要な地域における基本方針で「都 市景観形成重点地区の候補地として4地域を定めています。										
	展開 方向 3	ア	成り行き値												
			目標値												
			実績値												
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
		イ	成り行き値												
			目標値												
	実績値														
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
展開 方向 4	ア	成り行き値													
		目標値													
		実績値													
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
	イ	成り行き値													
		目標値													
実績値															
基本計画における 指標の説明又は出典元															
事務事業数				本数	8	6	3	2							
施策 コスト	事業 費	財 源 内 訳	国庫支出金	千円											
			都道府県支出金	千円											
			地方債	千円											
			その他	千円											
			一般財源	千円		10,113	3,230	5,218	5,334						
			事業費計 (A)	千円		10,113	3,230	5,218	5,334	0	0	0	0		
			延べ業務時間	時間		6,040	20,000	5,500	2,000						
			人件費計 (B)	千円		30,200	100,000	27,500	10,000						
			トータルコスト(A) + (B)	千円		40,313	103,230	32,718	15,334	0	0	0	0		

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A(かなり高い)～E(かなり低い)

背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

- ・平成28年10月に国立市まちづくり条例を施行した。
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め17市でまちづくり条例を策定している。
- ・平成10年4月に国立市都市景観形成条例を施行した。
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め12市で景観条例を策定している。
- ・令和2年3月に国立市景観形成基本計画の改訂版である国立市景観づくり基本計画を策定した。
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め14市が景観に関する計画を策定している。(うち景観行政団体は6市)

5 施策の現状 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

・平成8年11月に国立市都市景観形成基本計画を策定した。
 ・平成10年4月に国立市都市景観形成条例を施行した。
 ・平成15年2月に国立市都市計画マスタープランを策定した。
 ・平成17年6月に景観法が全面施行された。
 ・平成19年4月に東京都は景観法に基づく景観行政団体となった。
 ・平成21年11月に国立駅周辺まちづくり基本計画を策定した。
 ・平成23年2月に国立市都市計画マスタープラン(改訂版)を策定した。
 ・平成26年8月に国立市南部地域整備基本計画を策定した。
 ・平成28年10月に国立市まちづくり条例を施行した。
 ・平成30年6月に国立市都市計画マスタープラン(第2次改訂版)を策定した。
 ・令和2年3月に国立市景観づくり基本計画(国立市景観形成基本計画の改訂版)を策定した。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・基準を遵守する責務において、景観・住環境に対する国立市の姿勢が伺えるとの意見がある。
 ・旧国立駅舎の再築については、市民の間で様々な意見がある。
 ・整備された都市計画道路沿道及びハケ下の建蔽率30%・容積率60%の地域の用途地域の見直しの意見がある。

(3) 施策の取組状況

元年度の取組状況	2年度の取組予定
・国立市都市景観形成基本計画の改訂版である国立市景観づくり基本計画を令和2年3月末に策定した。 ・用途地域等の見直しについて、関係機関と調整し、見直しに関する基本方針案を作成した。 ・第4次事業化計画で見直し候補路線に位置付けられた都市計画道路3・4・3号線の一部廃止に向けた検討及び地元調整を行った。 ・大学通り(A地区)に存在する老朽化した景観看板について、C地区の関係者とも協議をしながら4箇所撤去し、3箇所新たな看板の設置を行った。	・改訂した景観づくり基本計画に基づく、景観に関する指導を行うためのガイドラインを策定するための現状調査を行う。 ・都市景観形成重点地区指定の取り組みに向け、対象地域のアンケート調査を実施する。 ・用途地域等の見直しについて、関係機関と調整し、変更素案を策定する。

6 元年度の評価結果 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) 基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

・国立市景観づくり基本計画の策定に伴い、素案段階での市民説明会の開催、パブリックコメントの実施、議会報告、まちづくり審議会への諮問など行い、計画通りの令和元年度末に完成することができた。これにより、各施策についての取り組みをより進めていきたい。
 ・用途地域等の見直しについては、東京都との協議を重ね、各々の対象地域における一定の方向性が定まり、今後の方針確定につなげる成果物を作ることができた。

○改善余地のある事項・課題等

・景観に関する基本的な考えは、国立市景観づくり基本計画の中で示しているが、将来像の実現にあたっては、市の現状を踏まえてガイドライン等で具体的な基準を定める必要がある。

(2) 施策の元年度における総合評価

C	成果実績数値の評価(A～E)に、定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 3年度の取組方針

・用途地域等の見直しについて、作成した変更素案の説明会を開催し関係住民への周知及びご意見をいただきながら変更原案を作成し、原案の説明会を経て案の作成につなげる。
 ・景観ガイドラインについて、実施した現況調査を基に、各種ガイドラインの案を策定する。
 ・都市景観形成重点地区指定の取り組みに向け、実施した対象地域のアンケート調査を基に具体的な内容の作成を進める。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

・整備された都市計画道路沿道及びハケ下の建蔽率30%・容積率60%の地域の用途地域等の見直しについて、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針案をもとに住民の合意形成を図っていき整った地区から、東京都が行う区域区分の変更時期を考慮しながら順次実施していく。
 ・国立市景観づくり基本計画に基づき、公共施設ガイドライン、屋外広告物ガイドライン、色彩ガイドライン等の策定や市民の景観意識が向上するような啓発活動を行っていく。
 ・国立市景観づくり基本計画に基づき、大学通り沿道地区(商業・業務地区)の重点地区指定に向けた取り組みを進める。